

公募型指名競争入札の実施について

(海の中道奈多海水淡水化センター使用済み膜有償譲渡)

令和3年9月24日
福岡地区水道企業団 企業長

次のとおり、海の中道奈多海水淡水化センター使用済み膜（以下、「使用済み膜」という。）の公募型指名競争入札を行います。

入札参加希望者は、「公募型指名競争入札参加要領」を熟読のうえ、申請書及び資料（以下、「申請書等」という。）を提出してください。

1 使用済み膜の仕様等

「使用済み高圧RO膜の概要」のとおり

2 申請書等の提出期間及び場所

- (1) 提出期間：令和3年 9月27日（月曜日）から
令和3年10月 5日（火曜日）まで
（土曜日及び日曜日を除く）
午前10時から午後4時まで（但し、正午から午後1時を除く）
- (2) 提出場所：福岡市南区清水四丁目3番1号
福岡地区水道企業団総務部財務課（2階）

3 申請書等を提出できる者

- (1) 本掲示日から提出期限までの間に、本企业団から福岡地区水道企業団指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (3) 使用済み膜の有効利用ができること。
- (4) 海水淡水化センターでの使用済み膜の引き渡しができること。
- (5) 災害等やむを得ない事情により、企業団が行う引き渡し数量の制限又は停止に対応できること。
- (6) 企業団が希望する時期に合わせて引き渡しができ、その費用負担ができること。
- (7) 別紙「暴力団等関与」に該当しないこと。

* 引き渡し場所 施設名称：海の中道奈多海水淡水化センター
所在地：福岡市東区大字奈多1302番122
連絡先：(092) 608-6262

4 参加要領等の配布について

公募型指名競争入札参加要領等を次のとおり配布します。

- (1) 配布場所：福岡市南区清水四丁目3番1号
福岡地区水道企業団総務部財務課（2階）
- (2) 配布期間：令和3年 9月24日（金曜日）から
令和3年10月 4日（月曜日）まで
（土曜日及び日曜日を除く）
- (3) 配布時間：午前10時から午後4時まで（但し、正午から午後1時を除く）

5 問合せ先

福岡地区水道企業団総務部財務課（担当：高江、黒田）

☎ (092) 552-1998

別紙「暴力団等関与」

以下の各号いずれかに該当する場合は、暴力団等関与とみなす。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下この項において「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定する者（構成員とみなされる場合を含む。））。以下この項において「構成員等」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は構成員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 暴力団又は構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたと認められるとき。
- (4) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用していると認められるとき。
- (6) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (8) 下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記の第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 受注者が、上記の第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第8号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。